

## 学校法人同朋学園・知的財産ポリシー

### 1. 基本的使命

同朋学園（以下、「本学園」という）が運営する同朋大学、名古屋音楽大学、名古屋造形大学の機能は以下のものから構成される。すなわち（1）教育研究活動、（2）社会連携活動、（3）産学官連携活動、（4）その他本学園の職務として行う諸活動である。本学園はこれらの諸活動から得られる成果を地域社会に還元し、地域社会等と連携し、相互の発展に貢献する。従って、本学園における知的財産の創作、保護および活用は、本学園の基本的役割の一つであり、本学教職員は、これらに貢献する責務をもつものである。

このため、本学園は知的財産ポリシー（以下、「本ポリシー」という）を定め、学園内外に周知を図るとともに、知的財産の創出、管理および活用を進め、本学園の使命を達成するものとする。

### 2. 知的財産の権利

#### 1) ポリシーの対象範囲

ポリシーで定義する「知的財産」とは、本学園の教職員の観察と努力による知的創作物のうち、財産としての価値を有するもので、科学的発見や理論、アイデア、コンセプト、機械、器具、材料、物質、プログラム、データベース、著作物、ノウハウ、キャラクター、マーク、デザイン等（以下、「発明等」という）のうち本学園各規程に基づき知的財産とされているもの、並びに本学園が権利を有する商標等である。これらは、以下のように分類される。

- ① 特許権の対象となる発明または方法
- ② 実用新案権の対象となる考案
- ③ 意匠権の対象となる意匠
- ④ 商標権の対象となる商標
- ⑤ 著作権の対象となる著作物
- ⑥ 本学園が定めるその他の発明等

#### 2) ポリシーの対象者

本学園との雇用契約により本学園に勤務する教職員等である。教職員等には、本学園（または各大学）との間で知的財産の取扱いについて契約等を交わした学生・院生・研究生等が含まれる。

### 3. 知的財産の帰属と承継

- 1) 原則として、職務上の研究または創作による著作物の著作権は創作者に帰属する。  
しかしながら、以下に該当する場合はこの限りではない。
  - 1-1) 産学官連携、社会連携活動における共同研究・創作に係る著作物の著作権は、  
契約書によりその権利の帰属が明確にされている場合は、当該契約書に  
従う。
  - 1-2) データベース、プログラムの著作物に関しては別に定める。
- 2) 原則として、本学園の教職員が職務上創作した知的財産に係る特許権・実用新案  
権および意匠権（以下、「特許等」という）を受ける権利は本学園が承継する。そ  
の場合、教職員等は出願その他の権利の取得および維持に係る手続きに協力しな  
ければならない。
- 3) 本学園は、特許等を受ける権利を承継することが適当でないと認める場合は、当  
該権利を当該教職員等に帰属させることができる。
- 4) 本学園が必要と定めた商標、ノウハウ、制作物における取扱いについては、別に  
定める。

### 4. 利益の還元

知的財産の活用により得られた利益の多くを教職員等へ還元することで、教職員・  
研究者・学生の研究活動に対するモチベーションを高め、本学園の発展に寄与するた  
め、

- 1) 本学園は、知的財産権の承継・所有にあたっては、当該教職員等への相応の補償  
を行うものとする。
- 2) 本学園が、知的財産権の実施または処分により得た利益において、当該知的財産  
権に係る創作者に対し、別途補償を行うものとする。  
また、これらの補償を受ける権利は、当該権利に係る創作者が本学園を離れた後  
も存続するものとする。
- 3) 補償に係る取扱いについては、別に定める。

### 5. 共同研究

本学園ならびに教職員等は、企業や自治体等との共同研究等の産学官連携活動、社  
会連携活動を積極的に行い、結果として知的財産を増やしていくため、

- 1) 産学官連携および社会連携活動から生じる知的財産および知的財産権は、原則と  
して本学園が単独保有または連携活動の相手方との共有とする。
- 2) 共有持分割合等については、双方の貢献度等を考慮した上、本学園と連携活動の  
相手方、および第三者との協議により取り決めるものとする。

3) 産学官連携および社会連携活動から生じる知的財産および知的財産権の出願・審査・登録を含む維持・管理・運用・保護、およびそれらに係る費用負担または持分割合等については、本学園と連携活動の相手方との協議によって決めるものとする。

## 6. 管理体制と守秘義務

本学園は、知的財産の創造、保護および活用を、組織として一元的に管理し、社会連携に向けて知的財産管理体制を整備する。また、本学園に所属する教職員等は、知的財産の内容その他知的財産に関する事項について、本学園を離れた後も含め、機密を保持しなければならない。

なお、そのための管理規程等は別に定める。

## 7. その他

- 1) 本ポリシーの改廃は、常任理事会の議を経て、理事長が行う。
- 2) 本ポリシーは、平成27年9月5日から実施する。